

## 災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

和束町（以下「甲」という。）と社会福祉法人和楽会（以下「乙」という。）とは、和束町内に大規模地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉避難所（以下「避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が、乙の運営する施設を避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難所の利用が必要となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般的な避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

### （避難所開設の要請）

第3条 甲は、災害時等において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者受入れのために、特別養護老人ホームわらくを避難所として開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

### （要請の方法）

第4条 甲は、避難所を開設する必要が生じた場合、乙に対し文書により、避難所開設を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （避難所の運営）

第5条 避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し必要な情報を迅速に提供できるよう努める。

3 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

4 甲は、日常生活用品、食料等避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

### （開設の期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

### （避難所の早期閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避

難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第8条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し書面により、その旨を報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、避難所の設置運営において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成27年6月5日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 6月 5日

(甲) 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2

和束町長

堀 忠雄

(乙) 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字繩手25番地

社会福祉法人 和楽会

理事長

菊地 孝三